

函館市個人市民税減免および森林環境税免除取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市税条例（昭和25年条例第21号。以下「条例」という。）に規定する個人市民税の減免および森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」という。）に規定する森林環境税の免除の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(個人市民税の減免の対象者および割合)

第2条 条例第32条第1項に規定する市長において必要があると認めるものおよび減免の割合は、別表1に定めるとおりとする。

(個人市民税の減免の申請)

第3条 条例第32条第2項に規定する申請書は様式1によらなければならない。

2 条例第32条第2項に規定する減免を受けようとする事由を証明する書類は、別表2に定める書類とする。ただし、当該証明する書類が、公簿等で確認できる場合は、省略することができる。

3 条例第32条第2項に規定する申請書の提出があったもののうち、同条第1項第5号に該当する者の申請書の提出があった日は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 市の全部または一部の地域にわたる災害により被害を受けた者で死亡したもの 死亡日

(2) 市の全部または一部の地域にわたる災害により被害を受けた者で
地方税法（昭和25年法律第226号。以下同じ。）第292条第1項第10号に規定する障害者となったもの
障害を証する手帳の交付日

(3) 前2号に該当しない者 被災日

(減免の対象とする個人市民税の額)

第4条 減免の対象とする個人市民税の額は、減免の申請があった日以後に納期限の到来する個人市民税に相当する額とする。ただし、減免

の申請時に納期限が未到来であっても、当該納付済の額は除く。

2 前項の納期限とは、次の各号に掲げる個人市民税の徴収区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 普通徴収によって徴収するもの 条例第29条第1項および第2項に規定する納期の末日

(2) 給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収するもの 減免を受けようとする月割額を徴収すべき月の翌月10日

(3) 年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収するもの 減免を受けようとする支払回数割仮特別徴収税額または支払回数割特別徴収税額を徴収すべき月の翌月10日

(森林環境税の免除の要件)

第5条 森林環境税は、法第11条に定める者が森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号。以下「施行令」という。）第5条から第7条までの規定に該当する場合に免除する。

2 施行令第7条に規定する総務大臣が定める場合において、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第7条第1号及び第2号に規定する総務大臣が定める場合を定める件（令和4年告示第310号。以下「告示」という。）で免除を判定する場合の基準は、別表3に定めるところによる。

(森林環境税の免除の申請)

第6条 施行令第3条第1項に規定する申請書は様式1によらなければならない。

2 施行令第3条第2項に規定する同条第1項第2号に掲げる事項を証する書類は、別表4に定める書類とする。ただし、当該書類が証明する事項が、条例第32条第2項に規定する書類または公簿等で確認できる場合は、省略することができる。

3 施行令第4条第1項に規定する施行令第3条第1項の申請書の提出があった日のうち市長が認める場合における免除の事由が発生した日は、次の各号に掲げる免除を受けようとする者の区分に応じ、当該各

号に定める日とする。

(1) 施行令第5条第1号に該当する者 死亡日

(2) 施行令第5条第2号に該当する者 障害を証する手帳の交付日

(3) 施行令第5条第3号および第4号に該当する者 被災日

(森林環境税の免除の額)

第7条 森林環境税の免除の対象とする額は、前条の申請があった日以後に納期限が到来する森林環境税に相当する額とする。

2 前項に規定する納期限は、第4条第2項に規定する納期限とする。

(減免または免除の決定等)

第8条 市長は、個人市民税の減免または森林環境税の免除の申請があった場合において、様式2の調査書により審査を行い、減免または免除の決定をしたときは様式3により通知し、また、減免または免除を不認定としたときは様式4により通知するものとする。

(減免または免除の取消し)

第9条 市長は、申請者が虚偽もしくは不正な行為により個人市民税の減免または森林環境税の免除の決定を受けたときは、減免または免除を取消することができる。この場合において、市長は、様式5により通知するものとする。

(相続人に対する減免)

第10条 地方税法第9条に規定する相続による納税義務を承継した者に対する個人市民税の減免は、その承継税額について行うものとする。

附則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、令和7年度以後の年度分の個人市民税および森林環境税について適用し、令和6年度分までの個人市民税および森林環境税については、なお従前の例による。

別表 1（第 2 条関係）

条 例	減免の対象者	減免の割合			
第 3 2 条 第 1 項第 1 号 に該当する者	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護を受けている者	全 額			
第 3 2 条 第 1 項第 2 号 に該当する者	当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者で次のいずれにも該当するもの (1) 生活困窮のため私的な扶助を受ける者もしくは生活保護法の規定による扶助等を受けない者で条例第 3 2 条第 1 項第 1 号に規定する者との均衡上特に必要と認められるもの (2) 疾病またはその他事由により本人および本人と生計を一にする者の当該年の収入見込額の合計額が前年の総収入額に比べ甚だしく減少する場合で、かつ、納税が著しく困難と認められるもの	総 収 入 額	3 分の 1 以下に 減少するもの	所 得 割 の 額	1 0 分の 7 から 1 0 分の 1 0 まで
			2 分の 1 以下に 減少するもの		1 0 分の 5 から 1 0 分の 7 まで
			3 分の 2 以下に 減少するもの		1 0 分の 1 から 1 0 分の 5 まで
第 3 2 条 第 1 項第 3 号 に該当する者	学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校の学生および生徒もしくは保健師助産師看護師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 3 号）第 1 9 条から第 2 2 条の規定に基づく養成所に学ぶ者で、当該年の所得が皆無または甚だしく減少したため、納税が著しく困難と認められるもので、条例第 3 2 条第 1 項第 1 号に規定する者との均衡上特に必要と認めるもの	全 額			
第 3 2 条 第 1 項第 5 号 に該当する者	市の全部または一部の地域にわたる災害により被害を受けた者で右記区分の欄に該当することとなったもの	死亡した場合			全 額
		地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 0 号に規定する障害者となった場合			1 0 分の 9
	市の全部または一部の地域にわたる災害により被害を受けた者で次のいずれにも該当するもの (1) 自己（地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 7 号に規定する同一生計配偶者または同項第 9 号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅または家財について受けた損害の額（保険金、損害賠償金により補てんされるべき金額を除く。）がその住宅または家財の 1 0 分の 3 以上であるもの (2) 前年中の地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（地方税法附則第 3 3 条の 2 第 7 項、第 3 3 条の 3 第 7 項、第 3 4 条第 6 項、第 3 5 条第 8 項、第 3 5 条の 2 第 8 項または第 3 5 条の 4 第 5 項の規定を適用する場合を含む。以下同じ。）が1,000 万円以下であるもの	以 上 10 分 の 5 10 分 の 3 未 満	合計所得金額が500 万円以下であるとき	2 分の 1	
			合計所得金額が750 万円以下であるとき	4 分の 1	
			合計所得金額が750 万円を超えるとき	8 分の 1	
		以 上	合計所得金額が500 万円以下であるとき	全 額	
			合計所得金額が750 万円以下であるとき	2 分の 1	
			合計所得金額が750 万円を超えるとき	4 分の 1	
	市の全部または一部の地域にわたる冷害、凍霜害、干害等により農作物の被害を受けた者で次のいずれにも該当するもの (1) 当該農作物の減収による損害額の合計額（農作物の減収価格から農業保険法（昭和 2 2 年法律第 1 8 5 号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した額）が、平年における当該農作物による収入額の合計額の 1 0 分の 3 以上であるもの (2) 前年中の地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額が1, 0 0 0 万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が4 0 0 万円を超えるものを除く。）	合 計 所 得 金 額	3 0 0 万円以下であるとき	農 業 所 得 に 係 る 所 得 割 の 額	全額
			4 0 0 万円以下であるとき		1 0 分の 8
5 5 0 万円以下であるとき			1 0 分の 6		
7 5 0 万円以下であるとき			1 0 分の 4		
7 5 0 万円を超えるとき			1 0 分の 2		
個別的な火災等により被害を受けた者で次のいずれにも該当するもの (1) 自己（地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 7 号に規定する同一生計配偶者または同項第 9 号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅または家財について受けた損害の額（保険金、損害賠償金により補てんされるべき金額を除く。）がその住宅または家財の 1 0 分の 3 以上であるもの (2) 前年中の地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額が1, 0 0 0 万円以下であるもの	以 上 10 分 の 5 10 分 の 3 未 満	合計所得金額が500 万円以下であるとき	2 分の 1		
		合計所得金額が750 万円以下であるとき	4 分の 1		
		合計所得金額が750 万円を超えるとき	8 分の 1		
		以 上	合計所得金額が500 万円以下であるとき	全 額	
			合計所得金額が750 万円以下であるとき	2 分の 1	
			合計所得金額が750 万円を超えるとき	4 分の 1	

備 考

- 1 別表 1 中における「均衡上特に必要と認めるもの」とは、親族等からの仕送りを受けているもので、その事実が調査等により認められ、かつ、同一世帯内で仕送りを含めた当該年の収入見込額の合計額が生活保護基準相当額の 1. 2 倍以下であるものとする。
- 2 別表 1 中における「収入見込額」とは次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 地方税法第 29 2 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額に係る収入金額
 - (2) 退職所得に係る収入金額（前号に含まれるものを除く。）
 - (3) 雇用保険法、労働者災害補償法、国民年金保険法、厚生年金保険法、各種共済組合法に基づく公的給付に係る収入金額
 - (4) 就学援助、または児童扶養手当等の公的援助もしくは生計を一にしない親族等からの扶助に係る収入金額
 - (5) 法律等に規定する非課税所得に係る収入金額
 - (6) 預貯金
- 3 別表 1 中における「生活保護基準相当額」とは、個人市民税の減免申請の日における地域の生活保護基準で判定することとし、生活扶助、住宅扶助（居住用財産があるものは除く。）、教育扶助、障害者加算、母子加算、児童養育加算の 12 ケ月分の合計額とする。
- 4 別表 1 中における「農業所得に係る所得割の額」とは、当該年度分の所得割の額を前年中の農業所得と農業所得以外の金額とにあん分して得た額とする。

別表 2（第 3 条第 2 項関係）

減免の対象者	事由を証明する書類
条例第 3 2 条第 1 項第 1 号に該当する者	生活保護受給証明書
条例第 3 2 条第 1 項第 2 号に該当する者	失業または廃業したことがわかる書類 収入見込額がわかる書類 その他市長が必要と認める書類
条例第 3 2 条第 1 項第 3 号に該当する者	学生証または在学証明書 収入見込額がわかる書類
条例第 3 2 条第 1 項第 5 号に該当する者 で死亡した者	官公署の発行するり災証明書 その他市長が必要と認める書類
条例第 3 2 条第 1 項第 5 号に該当する者 で障害者となった者	官公署の発行するり災証明書 障害者手帳またはその他障害者であることを証する書類
条例第 3 2 条第 1 項第 5 号に該当する者 で住宅または家財に被害を受けた者	官公署が発行するり災証明書 保険会社等への保険金請求書など家財の損害額がわかる書類、保険金、損害賠償金等の補てん 金額がわかる書類 その他市長が必要と認める書類
条例第 3 2 条第 1 項第 5 号に該当する者 で農作物に被害を受けた者	官公署の発行するり災証明書 農作物の減収価額や損失額がわかる書類 農作物共済金等で補てんされる金額がわかる書類

備 考

- 1 別表 2 中における「収入見込額」とは次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 地方税法第 29 2 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額に係る収入金額
 - (2) 退職所得に係る収入金額（前号に含まれるものを除く。）
 - (3) 雇用保険法、労働者災害補償法、国民年金保険法、厚生年金保険法、各種共済組合法に基づく公的給付に係る収入金額
 - (4) 就学援助、または児童扶養手当等の公的援助もしくは生計を一にしない親族等からの扶助に係る収入金額
 - (5) 法律等に規定する非課税所得に係る収入金額
 - (6) 預貯金

別表 3（第 5 条第 2 項関係）

免除の対象者	判定の基準
告示第 1 号および第 2 号イに該当すると認められる者	条例第 3 2 条第 1 項第 2 号に該当する者で、かつ、総収入額が 3 分の 1 以下に減少するもの
告示第 2 号ロおよびハに該当すると認められる者	本人および本人と生計を一にする者の当該年の収入見込額の合計額からやむを得ず行った多額の支出（保険金、損害賠償金で補てんされるべき金額を除く。）または所有する資産について受けた損害の金額（保険金、損害賠償金で補てんされるべき金額を除く。）を差し引いた額が生活保護基準相当額の 1. 2 倍以下であるもの

備 考

- 1 別表 3 中における「収入見込額」とは次に掲げる額の合計額とする。

(1) 地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額に係る収入金額

(2) 退職所得に係る収入金額（前号に含まれるものを除く。）

(3) 雇用保険法、労働者災害補償法、国民年金保険法、厚生年金保険法、各種共済組合法に基づく公的給付に係る収入金額

(4) 就学援助、または児童扶養手当等の公的援助もしくは生計を一にしない親族等からの扶助に係る収入金額

(5) 法律等に規定する非課税所得に係る収入金額

(6) 預貯金
- 2 別表 3 中における「生活保護基準相当額」とは、森林環境税の免除の申請の日における地域の生活保護基準で判定することとし、生活扶助、住宅扶助（居住用財産があるものは除く。）、教育扶助、障害者加算、母子加算、児童養育加算の 1 2 ケ月分の合計額とする。

別表 4（第 6 条第 2 項関係）

免除の対象者	事由を証する書類
施行令第 5 条第 1 号に該当する者	官公署が発行するり災証明書 その他市長が必要と認める書類
施行令第 5 条第 2 号に該当する者	官公署が発行するり災証明書 障害者手帳またはその他障害者であることを証する書類
施行令第 5 条第 3 号および第 4 号に該当する者	官公署が発行するり災証明書 保険会社等への保険金請求書など家財の損害額がわかる書類、保険金、損害賠償金等の補てん金額がわかる書類 その他市長が必要と認める書類
法第 1 1 条第 2 号に該当する者	生活保護受給証明書
法第 1 1 条第 3 号に該当する者	失業または廃業したことがわかる書類 多額の支出または所有する資産に損害があったことがわかる書類 収入見込額がわかる書類 その他市長が必要と認める書類

備 考

- 1 別表 4 中における「収入見込額」とは次に掲げる額の合計額とする。

(1) 地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額に係る収入金額

(2) 退職所得に係る収入金額（前号に含まれるものを除く。）

(3) 雇用保険法、労働者災害補償法、国民年金保険法、厚生年金保険法、各種共済組合法に基づく公的給付に係る収入金額

(4) 就学援助、または児童扶養手当等の公的援助もしくは生計を一にしない親族等からの扶助に係る収入金額

(5) 法律等に規定する非課税所得に係る収入金額

(6) 預貯金

市民税・道民税・森林環境税 減免・免除申請書

年 月 日

函 館 市 長 あて

函館市 町 丁目 番 号

納税義務者氏名

納税通知書番号

電話番号

- ・ 函館市税条例第 3 2 条の規定に基づき、下記の事由により、市民税・道民税の減免を受けたいので申請します。
- ・ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 1 1 条の規定に基づき、下記の事由により、森林環境税の免除を受けたいので申請します。

記

- 1 減免（免除）を受けようとする年度および事由
- 年 度 年度（ 年度） ※過年度の場合は相当年度をカッコ内に記入
- 事 由
- 2 添付書類 ☐ 生活保護受給証明書 ☐ 在学証明書 ☐ 災害証明書
- ☐ その他 （ ）
- 3 世帯員の状況（生活困窮者、災害被害者、火災等に該当の場合は記入してください。）

氏 名	続柄	年齢	勤務先または職業	年収概算額（円）

- 4 減免（免除）対象税額 ☐ 普通徴収 ☐ 特別徴収
- | 期（月）別 | 1 期/ 6 月 | 2 期/ 7 月 | 3 期/ 8 月 | 4 期/ 9 月 | 随時/10月 | 11月 |
|-------|----------|----------|----------|----------|--------|-----|
| 税 額 | | | | | | |
| 期（月）別 | 12月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 4 月 | 5 月 |
| 税 額 | | | | | | |

- 5 代理申請者（納税義務者と異なる場合は記入してください。）
- | | | | |
|-----|--|------|--|
| 住 所 | | 電話番号 | |
| 氏 名 | | 続 柄 | |
| 理 由 | | | |

受付	点検

様式 2

市民税・道民税・森林環境税 減免・免除申請に伴う調査書

調査月日 年 月 日

調査員

納税義務者 住所 函館市 町 丁目 番(地)
氏名 通知書番号 ()

1 経済状況(減免・免除理由)

2 資産の状況

3 その他

措置結果

年度		市民税	道民税	森林環境税	合計	備考
当初	均等割					
	所得割					
	計					
減額	均等割					
	所得割					
	計					
減免・免除後	均等割					
	所得割					
	計					

普通徴収

期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	随時
当 初					
増減額					
減免・免除後					

給与特別徴収

期 別	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月
当 初						
増減額						
減免・免除後						
期 別	1 2 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
当 初						
増減額						
減免・免除後						

年金特別徴収

期 別	4 月	6 月	8 月	1 0 月	1 2 月	2 月
当 初						
増減額						
減免・免除後						

函 財 税
年 月 日

様

函館市長

市民税・道民税・森林環境税 減免・免除決定通知書

年 月 日付けで申請のありました市民税・道民税の減免および森林環境税の免除については、函館市税条例第 3 2 条ならびに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 1 1 条の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

課税年度

減免・免除決定内容

減免・免除理由

賦課期日住所

納税者氏名

税額

減免・免除額

この通知書に記載された内容に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に函館市長に対し審査請求をすることができます。また、この裁決の取消を求める訴え（処分の取消の訴え）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行または手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式 4

函 財 税

年 月 日

様

函館市長

市民税・道民税・森林環境税 減免・免除の不認定について（通知）

年 月 日付けで申請のありました下記の減免・免除の件につきまして，調査の結果，下記の規定に該当するものと認められませんので通知します。

記

1 市民税・道民税の減免	函館市税条例第 3 2 条
2 森林環境税の免除	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 1 1 条
年 度	
通 知 書 番 号	
納 税 義 務 者 名	
住 所	
不 認 定 の 理 由	

この通知書に記載された内容に不服があるときは，この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に函館市長に対し審査請求をすることができます。また，この裁決の取消を求める訴え（処分の取消の訴え）は，前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に，函館市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

なお，処分の取消しの訴えは，前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが，①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき，②処分，処分の執行または手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき，③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは，裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式 5

函 財 税

年 月 日

様

函館市長

市民税・道民税・森林環境税 減免・免除の取消しについて（通知）

年 月 日付けで通知しました下記の減免・免除につきまして，調査の結果，下記の規定に該当しないことが判明したため，減免・免除を取消しましたので通知します。

記

1 市民税・道民税の減免	函館市税条例第 3 2 条
2 森林環境税の免除	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 1 1 条
年 度	
通 知 書 番 号	
納 税 義 務 者 名	
住 所	
取 消 し の 理 由	

この通知書に記載された内容に不服があるときは，この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対し審査請求をすることができます。また，この裁決の取消しを求める訴え（処分の取消しの訴え）は，前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に，函館市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

なお，処分の取消しの訴えは，前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが，①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき，②処分，処分の執行または手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき，③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは，裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。